

近世神聖ローマ帝国をめぐる研究動向

——近年のドイツにおける「国家・国民」意識によせて——

はじめに

渋谷 聡

国家と国民。これは、「遅れてきた国民」(H・プレスナー)としてのドイツ人にとって、古くて新しい問題である。二度目のミレニアム(千年紀)の前後の年に、著名なふたりの歴史家が、一般読者をも対象としたそれぞれの著作の中で、ドイツにおける「国家と国民」の有り様に関して、次のような見解を示した。

『旧帝国の歴史 近世における国家と国民 一四九五—一八〇六年』(一九九九年)において、近世史家G・シュミットは、神聖ローマ帝国(以下、帝国と略記)をドイツ人の「国家」と見なすことにより、近世のドイツにも、西欧(とりわけイギリスとフランス)と同様に「国家と国民」が存在した、とする大胆かつ独特な解釈を展開した。賛否両論が投げかけられている本書の位置づけについては、本稿の主題でもあるため、後段で詳しく述べることにする。^①

いっぽうで、『西欧への長い道のり』(二〇〇〇年)を著した、近代史家H・A・ヴィンクラーは、シュミットの解釈とは真つ向から対立する(ある意味では伝統的な)帝国像を描いている。「初めに帝国ありき。」とするフリーズから始まるヴィンクラーの叙述のなかで、ドイツの歴史にしめる帝国の位置づけは、おおむね次のように要約される。

ドイツの歴史を西欧の歴史と異なったものとした根源は、中世以来の起源をもつ帝国にあった。ドイツにおいて、近代

国家は領邦のレベルで発展したが、それと同時に、単なる王国以上の存在であることを求める政体、すなわち帝国が存在した。ドイツが英仏よりも遅れて国民国家になり、さらに遅れて民主制を成立させることになった、その理由のひとつとして、帝国とその神話の存在が挙げられる。^②

二つの対照的な見解は、「ドイツの特殊な道」論 *Deutscher Sonderweg* に対し、^③ 二二世紀に向かう世紀転換期において示された二つの解答として、受けとめられるべきであろう。とりわけ、シュミットの帝国解釈が登場したその背景としては、一九九〇年に東西ドイツの統合を成し遂げ、ヨーロッパ連合の牽引車としての位置を確立しつつある、「統一ドイツ」の存在が大きく関与している。それゆえに、シュミットの主張は、「大國化」したドイツにおける国家意識、国民意識の有り様とも無縁ではないように思われる。本稿は、G・シュミットの著作をめぐる論争を紹介・検討することをつうじて、グローバル化の行く末が問われている今日にふさわしい近世ドイツ像、さらにはヨーロッパ像の探求を目指すものである。

① Schmidt, Georg: *Geschichte des alten Reiches. Staat und Nation in der Frühen Neuzeit 1495-1806*, München 1999. なお、シュミットの研究については、本書が刊行される以前に著された諸研究を概観した山本文彦氏の論文がある。しかしながら、とりわけ「国家と国民の発見」にかかわるシュミットの問題性については、残念ながら十分な検討がなされていない。山本文彦「近世ドイツ帝国国制に関する一考察」『北大文学部紀要』四八―二、一九九九年、七九―一四四頁。山本文彦の刊行時には同様の問題を認識しきれていなかった筆者による論文評も、同様にこの点については、掘り下げることでできていなかった。渋谷 聡「山本文彦 近世ドイツ帝国国制に関する一考察」『法制史研究』五〇、二〇〇〇年、三八〇―三八三頁。なお、G・シュミット

は、一五・一六世紀の都市会議に関する学位論文を執筆し、ウエッテラウ地方の伯身分の集会について教授資格論文を刊行した。現在は、イェーナ大学近世史講座の主任教授の任にある。前掲山本文彦、一〇八頁、注(ε)等を参照。

② Winkler, Heinrich August: *Der lange Weg nach Westen*, Bd. 1, S. 5, München 2000.

③ 「ドイツの特殊な道」論については、さしあたり、松本彰氏の研究を参照。松本彰「ドイツの特殊な道」論争と比較史的方法」『歴史学研究』五四三、一九八五年、一一―一九頁。同「ヨーロッパの中のドイツ」意識の歴史的展開——対西欧・中欧・南欧」『西洋史研究』新輯第二八号、一九九九年、九三―一〇二頁。

一 いくつかの参照枠

G・シュミットの話題作の検討にはいるまえに、近世ドイツの国制（国家と社会の体制）を理解するために取られてきた参照枠、ないしは解釈モデルについて、確認しておくことにしたい。これら参照枠の競合状況のなかから、シュミットに代表される新たな帝国解釈が登場してきたからである。

まずは、伝統的な帝国観、すなわち帝国の存在意義を全面否定してきた見方から始めよう。帝国の崩壊（一八〇六年）に始まり、一八七一年のドイツ帝国の成立においてその頂点に達した（と見なされてきた）一九世紀ドイツ史の展開から、ドイツ帝国の統一をリードしたブランデンブルク・プロイセンを重視する史観、いわゆる小ドイツ的歴史観が生み出され、ながらく影響力を保ってきた。こうした見方からすれば、近世の帝国、とりわけウエストファリア（ヴェストファーレン）講和条約（一六四八年）以降の帝国は、「主権」を認められた三百近くにのぼる領邦国家の雑居状態以外の何物でもなく、注目に値しない無用の長物とされた。したがって、近代化（近代国家の形成）にむかうプロセスのなかで存在意義を有したのは、帝国ではなく、その原初的諸要素（行政制度など）を備えた領邦である、とされてきた。さきに紹介したH・A・ヴィンクラーの帝国認識は、紛れもなく、この伝統的な帝国観の延長線上にある。ここから、北ドイツの雄邦プロイセン、ならびにプロイセンが選択した宗派としてのプロテスタントの影響力が重視されることとなり、オーストリアをふくむ南ドイツとその主要宗派としてのカトリックがまともに評価されることは、きわめてまれであった^①。

周知のとおり、こうした小ドイツ的解釈は、第二次世界大戦におけるドイツの敗戦（一九四五年）とその結末とともに終息し、「プロイセン」という呼称を用いることも禁止された。それにもかかわらず、領邦とプロテスタントに近代化の担い手を見いだす小ドイツ的歴史観は、後述するH・シリングの解釈に見られるとおり、現在もなお、ひとつの基調低音として存続している。

小ドイツ史観にたいする反作用として、戦後の統合ヨーロッパにむかう動向と対峙しつつ登場したのが、帝国と領邦の相互補完的な関係を重視する見方（K・S・バーダー）であった。帝国を評価の対象としたことにより、その主な支持勢力でもあったオーストリアをふくめた南ドイツおよびカトリックの影響力にたいしても、相応の目配りがなされるようになった^②。

このような視角から進められた諸研究により、帝国改革（一五世紀末から一六世紀半ば）の帰結として成立した、帝国諸身分（選定侯、諸侯など）が主導権を握る帝国については、「（帝国）諸身分の統治権を保障する連邦的体制」*ständisch-libertäre Föderalismus* とする解釈が生み出された。また、権力国家として把握することが困難な帝国の国制に相応しい概念として、P・モラーフらにより、「システム」概念が導入された。これにより、帝国の諸機関（皇帝、帝国議会、帝国裁判所、帝国租税、帝国クライス）との相互関係から皇帝と帝国諸身分ないしは諸身分相互間の関係を規定するために、「政治システムとしての帝国」とする解釈が、一九七〇年代以降定着し、今日にいたっている^③。

以上みてきたように、連邦的体制、ないしは政治システムとして、近世ドイツの国制を帝国との連関から把握しようとする視点そのものは、じゅうぶんに市民権を得るにいたっている。注目すべきは、ここからさらに、二つのバリユエーションが生じつつあることである。

ひとつめのバリユエーションは、伝統的な小ドイツの歴史観に軸足をおきつつ、帝国のもつ重要性についても、近代国家形成の視点から再評価を試みる、解釈モデルである。代表的な例として、帝国と領邦の相互補完性を「新奇な二階建ての統治システム」*neuartiges, zweistöckiges Herrschaftssystem* として表現したW・ラインハルト^④、あるいは、「部分的に近代化された帝国システム」*teilmodernisiertes Reichssystem* とする表現により、帝国がもたらした近代的な諸側面に着目するH・シリングの解釈モデル^⑤があげることができよう。

これにたいし、おそらくはヨーロッパ連合をめぐる議論において言及されることの多い「補完性原理」^⑥にも触発されつ

つ、「帝国と領邦の相互補完的關係」を中心として解釈替えを行い、「政治システム」からさらに一歩押し進めた第二のバリエーションが、G・シュミットの「補完的な帝国」komplementäre Reichs-Staatである。本章では、シュミットの帝国解釈の内容とその目指すところについて、可能な限り詳細に論じてみることにしよう。

- ① Schetter, Matthias(Hg.): *Imperium Romanum - irregulare corpus - Teutscher Reichs Staat. Das Alte Reich im Verständnis der Zeitgenossen und der Historiographie*, Mainz 2002, Vorwort, S. IX.
- ② Reinhard, Wolfgang: Frühmoderner Staat und deutsches Monstrum. Die Entstehung des modernen Staates und das Alte Reich, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 29, 2002, S. 339-358, hier S. 341.
- ③ Schmidt, Georg: Das frühneuzeitliche Reich - komplementärer Staat und föderative Nation, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 273, 2001, S. 371-399, hier S. 372f. 拙著『近世ドイツ帝国国制史研究——等族制集会と帝国クライス——』ネルヴァ書房、二〇〇一年、序章を参照。
- ④ Reinhard, Wolfgang: *Geschichte der Staatsgewalt. Eine vergleichende Verfassungsgeschichte Europas von den Anfängen bis zur Gegenwart*, Zweite, durchgesehene Auflage, München 2000, S. 55.
- ⑤ Schilling, Heinz: Reichsstat und frühneuzeitliche Nation der Deutschen oder teilmmodernisiertes Reichssystem. Überlegungen zu Charakter und Aktualität des Alten Reiches, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 272, 2001, S. 377-395. シリンゲン氏の論文はシュミットの解釈をほぼ全面的に否定している（シリンゲンの批判については、後段で紹介する）。これに対してシュミットは「この批判論文が公刊された直後の同じ雑誌の誌上に、反批判の論文を寄せた（注③を参照）。その後、両者の議論は平行線をたどりつおり、二〇〇一年にマインツで開催されたロキウム会議とついで、M・シムネットガーの編集による論文集（本章注①を参照）においても、両者は自説を変更することなく、議論を展開している。
- ⑥ 現代政治学における「補完性原理」をめぐる議論については、次の文献を参照。遠藤乾「ポスト主権の政治思想——ヨーロッパ連合における補完性原理の可能性」『思想』九四五（二〇〇三年、二〇七—二八頁）。

II G・シュミットの帝国解釈

(一) 主要なならん

G・シュミットの新たな帝国解釈は、一九七〇年代以降めざましい進捗を見せてきた帝国国制史の諸研究をその背景と

しつつ、出現した。その主要なねらいは、帝国国制史研究において従来用いられてきた概念や呼称にたいし、挑発的な解釈替えを試みるころにあると思われる。以下では、このようなシュミットのねらいについて、大まかな輪郭を描いてみることにしたい。

第一に、自身の研究の目的として、シュミットは、ドイツ近世史における「国家」Staatと「国民」Nationに関する「内的一貫性」の追究を掲げている。周知のとおり、近世のドイツにおいては、諸領邦をゆるやかに束ねる「政治システム」、ないしは諸領邦から成る連邦制的な政体として、帝国が存在したが、いまだ「統一国家」としてのドイツ「国家」は存在しなかった。したがって、いっていい程度の「標準化」がすすんだ「ドイツ語」を話し、いっていい文化的アイデンティティーを共有するドイツ人^①(シュミットの見解によるならば、ドイツ「国民」)が存在したにもかかわらず、これに対応すべき「国家」が想定されていない、という状態は、彼の立場からすれば、はなはだ「内的一貫性」を欠いた状態ということになり、この点に関する「内的一貫性」こそ、克服すべき課題であるとされる。言い換えれば、英仏と同様に「国民」に相応する「国家」を発見することにより、ドイツ近世史は「正常化」されるのである。ここで前提とされ、なおかついっていいの賛同も得つつあるシュミットの「国民」観については、後段で詳しく検討することにした。

ついで、ドイツ近世史の「正常化」をはかるうえで必要なドイツ「国家」を見いだすために、シュミットはReichs-Staatという新たな概念の使用を提起する。Reichs-Staatとは、J・H・ツェドラー(一七〇六—一七六三年)が編纂した『百科事典』Universal-Lexicon 第三一巻(一七四二年)から採られた国制概念である。国制・国法関連の概念史的史料の宝庫ともいえる、ツェドラーの『百科事典』から抜き出した概念を、近世ドイツの「国家」概念として措定することにより、同時代人の「国家」観にそくした概念規定が可能になる。もともと、W・ラインハルトによれば、一八世紀当時のStaat概念は、「状態」Verfassungならしは「政治システム」politisches Systemを含蓄していたにすぎず、いまだなお不明確な概念であった^②。したがって、Reichs-Staatの意味するところとは、帝国に所属する諸領邦から織りなされる

「状態」であつたにすぎない。

もちろん、この概念の意味内容を、近世ドイツの国制に通曉したシュミットが知らなかつたわけではない。そこでかれは、三つの角度から、Reichs-Staat 概念に補強を施すことにより、これを近世ドイツ「国民」にとつての「国家」へと格上げを試みる。なお、以下では、日本語として表現することが難しい Reichs-Staat にたいし、「ライヒ」とする訳語をあてて、論を進めることにしたい。

第一に、ライヒには、「全体国家的な性格」Gesamstaathlichkeit^⑥が備わつていたとされる。従来のドイツ国制史研究において、「全体国家」Gesamstaat とは、元来は独立したいくつかの領邦が領邦君主の統合政策のもとで「統一国家」にむかう「過渡的段階」を指す（同君連合から統一国家への過渡的段階にある一八世紀のプロイセン国家など^⑦）。したがつて、これまでは「領邦国家」にのみ用いられてきた「全体国家」概念を借用することにより、シュミットはライヒにたいし、領邦国家に類似した統一国家的な「まとまり」を与えようとしているように見える。

二つめにシュミットが強調するところは、ライヒが「補完的国家的体系」System komplementärer Staatlichkeit^⑧である、とされるところにある。「補完的国家的体系」とは、ライヒの三つのレベルにおける連携により、帝国と諸領邦が相互に補完しあふ関係にあつたことを意味している。すなわち、対外および対内的な秩序の維持については、対フランスやトルコの防衛戦争などが帝国レベルで組織されたこと、帝国裁判所（帝国最高法院と帝国宮内法院）の継続的な活動などを論拠として、帝国のレベルが対応したとされる（第一のレベルとしての帝国）。つぎに帝国内の地域ごとの秩序維持とインフラストラクチャーの整備（街道整備、通貨の調整など）については、十個に分かれた帝国の地方管区（帝国クライス）が管轄した（第二のレベルとしての帝国クライス）。さらに、一般の「ドイツ国民」である臣民にたいする行政とかれらの規律化を担当したのは、諸領邦であつた（第三のレベルとしての領邦^⑧）。

したがつて、ここで展開されている内容は、さきに確認した「帝国と領邦の相互補完的な関係」をさらに三つのレベル

(帝国、帝国クライス、領邦)に整理したものになっている。このような整理の仕方それじたいには、後述するとおり、賛否双方の立場に立つ歴史家から、一様にこれを評価する意見が寄せられている。しかしながら、「補完性」原理に「国家」性を追加することにより、シュミットがこの概念の共通理解の枠を踏み越えてしまったことは、明らかである。

第三の特徴として、ライヒは、「政治的整序システム」politische Ordnungssystemであったとされる。^⑨この定義づけも、研究史において共通了解事項とされている参照枠、すなわち「政治システムとしての帝国」を応用したものである。ライヒは、時代を経るにつれてその自立性の度合いを高めてきた諸領邦にたいし、その自立性(統治権)を保障し、側面から支えていく政治システムであり、ラント平和、帝国最高法院、帝国議会などをその重要な構成要素とした。ここに、シュミットがライヒを「政治的整序システム」とする含意がある。

こうして、「補完的国家性の体系」や「政治的整序システム」とする定義づけが与えられることにより、「全体国家的な性格」を認められたシュミットのライヒは、ドイツ「国民」の有り様に相応する、言い換えれば英仏とは異なつた構造原理にもとづく「国家」であつたとされる。「補完的国家性の体系」ないしは「政治的整序システム」が成立したのは、一四九五年のヴォルムス帝国議会(帝国改革の出発点)であつたので、ライヒを舞台として展開されるドイツの「国家と国民」の歴史もこの年から始まることになる。^⑩

(二) 基本的な構想

本節では、シュミットの著作の構想が概括的に述べられている論文「近代初頭におけるドイツ・ライヒと文化国民?」(一九九六年)^⑪に依りつつ、かれの帝国解釈における基本的な構想について、三点に整理して紹介することにした。

はじめに確認すべきことは、きわめて独特なシュミットによる「国家」Staatの定義である。ドイツが生んだ偉大な歴史家のひとりであるO・ヒンツェに依拠しつつ、かれはつぎのように「国家」を定義する。「国家」とは、「共同の意志」

gemeinsame Willeであると同時に、「共同の行為」gemeinsames Handelnであると。それでは、共同の意志と行為とは何か。それはすなわち、「共同の力の功績」gemeinsame Krafteistungenを呼び起こすことを可能にしうる共同体の状態とその体制であるとされる。既存の国家論とは異質な論理構成にたつて、シュミットが「国家」概念を規定しようとしているのは明らかである。こうした「国家」の定義にたつことにより、「権力国家ないし国民国家の原型としての領域国家」は、「国家」の範疇から排除される。こうすることにより、従来の研究では「国家」として扱われることのなかった帝国を、ドイツ「国民」の「国家」へと解釈し直すための道が開かれるわけである。しかしながら、かれの定義は取りよるようには如何ようにも適用可能であるため、後述するように、かれ自らがこの概念を、その定義からはずれて濫用するようになる。

二つめに指摘すべきは、「文化国民」Kulturnationと「国家国民」Staatsnationという概念の流用である。これらもまた、著名なドイツの歴史家、F・マイネッケの用いた概念であるが、マイネッケの含意からはいささか飛躍した意味合いにおいて、シュミットはこれらを用いようとする。なお、これら二つのキイ概念の適用については、山本文彦氏の論考「近世ドイツ帝国国制に関する一考察」（一九九九年）^⑬が丁寧に紹介されているので、詳細はそちらにゆずることとし、ここでは本節の論述に関連するところに絞って触れておくことにする。

シュミットによれば、「文化国民」とは、帝国の領域に限らず、ドイツ語圏に居住するすべての住民である。これに対し、「国家国民」は、ライヒと結びつけてもちいるべき発見的カテゴリーであるとされる。すなわち、帝国改革の進捗にともない、一五〇〇年頃に帝国議会（ライヒの審議機関）に参集した上部ドイツ（南ドイツ）の諸侯をはじめとする支配者身分の人々について、シュミットはこれを「国家国民」と呼ぶ。「帝国議会に出席し、帝国の負担を担う者だけが、ドイツ国民の政治的統一体としてのライヒに属していた」（傍点筆者）のであり、それゆえに「国家国民」とされる。一八〇六年の帝国崩壊までを射程におくシュミットの著作では、時代を経るにつれて、「国家国民」の地理的範囲は拡大し（アル

プスから北海、バルト海沿岸まで)、その社会階層も臣民層にまでおよぶ。以上のように、ライヒとの関係性にそくして、「国家国民」の把握が可能とされることにより、近世ドイツの「国家と国民」について言及するための前提が形作られる。第三の構想として特徴的なのは、近年の近世ヨーロッパ史研究において定着を見ている「複合国家」論の適用である。

近世ヨーロッパの諸国家は、近代の国民国家とは異なり、多様な諸要素(諸地域)をかかえ込んだ「複合的な政体」(Composite monarchy / conglomerate state) ないしは「複合国家」(composite state) であつた。^⑮ この政体は、核となる王朝を統合の中心とするため、多かれ少なかれ「同君連合」という形を取ったところに、その特徴がある。

こうした認識にたいして、シュミットは、帝国の内部でもエスニシティの「不均質性」(ドイツ人以外の多様な諸民族の存在)を抱えていた点では、英仏にスペインまでふくめた西欧と共通していたとし、ここから帝国を複合国家の範疇に加えようとする。^⑯ さらに、いまひとつの論拠としてシュミットは、帝国を「複数の諸国家(諸領邦)のうえにたつ国家」とした、一八世紀の国法学者J・S・ピュッタの認識を引き合いにだす。こうした論法を取ることににより、シュミットは、帝国を西欧の諸国家と同類の複合国家にまで引き上げようとする。しかしながら、諸領邦から成る連邦的な政体、ないしは国家連合にすぎない帝国が、けつしてオーストリア・ハプスブルクを共通の君主とする同君連合ではなかつたことからすれば、シュミットによる「複合国家」論の適用には、かなりの無理があると云わざるをえない。他方で、複合国家が多様な「諸地域」を包摂した政体であつたことからすれば、シュミットは帝国ないしライヒが「領域国家」であることを認めなくてはならないはずだが、そうすると、さきに紹介した第一の論点(「領域国家」の排除)から乖離することになり、はやくもかれの「国家」認識は矛盾をきたすことになる。

このような矛盾、とりわけ「複合国家」論の帝国への適用から生じる矛盾は、さらにつきのような論点において展開される。まず、「共同の意志と行為」である「国家」の具体的なあらわれとして、先にのべた一六世紀初頭以降における帝国議会への諸身分の結集を指摘し、このことから、諸身分(諸侯)のみならず、「諸侯の臣民」と支配領域をもあわせて「

（傍点筆者）、諸領邦を支配する諸身分にとつて「上位の国家的枠組み」が成立した、とされる。ここにおいて、シュミットにおける帝国ないしライヒは、かれみずから認めようとしていた「帝国と領邦とのあいだの補完性」の論点をはるかに踏み越えて、下位の国家的枠組みたる「領邦」をも取り込んだ、堂々たる「領域国家」へとその姿を変えてしまっている。このことは、別の箇所でも、「ドイツにおける国家形成は、帝国のレベルと大領邦のレベルにおいてほとんど並行して進行した」と述べていることから明らかであり、著者本来の「国家」の定義（第一の論点）からはるかにはずれてしまっている。なぜならば、統治（規律化）の対象たる臣民を抱えた領邦における国家形成とは、支配領域に密着した行政組織の拡充を中心とした国家形成であり、その点からすれば、シュミットがその国家概念から排除しようとした「領域国家」（制度的領域国家）の意味におけるそれにほかならないからである。

研究史の展開からすれば当然に予測されうるこうした批判的な見方には頓着することなく、シュミットは自説を展開していく。すなわち、ツェドラーやビュッターら、同時代人による帝国認識を例証することにより、同時代人も、帝国の國家性を否認せず、ライヒを「國家國民」として扱っていた、とされる。ここから、諸身分のみならず、諸身分によつて「代表」されていた人民 *Menschen* も「ドイツ人」であり、諸身分と人民（臣民）による國民統一への「政治的な行為と意志」が、ライヒをドイツ人の「國家國民」にした、とするシュミットのメインテーマが導かれる。^⑧ なんらコメントを付すことなく、「代表」という概念が用いられていることも問題であるが、ともかくも、近世のドイツに「國家と國民」が存在したというストーリーを貫こうとする、シュミットの構想がここに提示される。こうした構想が一般読者をも想定した著作として現れたひとつの背景としては、近年のゲルマニステイク（ドイツ語学・文学研究）の動向（近世ドイツに「國民」Nationの存在を積極的に見いだそうとする動向）がおおいに関わっていると思われる。この点については、後段で触れていくことにしたい。

(三) 主要な論点

近世ドイツ帝国に「国民」の存在を一貫して見いだそうとするシュミットの著作には、これまでの常識を覆すような論点が散見される。以下では、こうした論点のなから、代表的な二つの論点を紹介しておくことにしよう。

第一に注目すべきは、近世の帝国のもとで、ドイツ「国民」Nationがすでに存在していた、とする論点である。帝国の重要性が認められるようになった今日の研究において、ドイツ・ナシヨナリズムの形成にたいしても、帝国的な要因、すなわち連邦制的枠組みがふまえられるようになっていいる。なぜならば、一九世紀におけるドイツ統一の運動は、集権国家的枠組みと連邦制的枠組みの相剋と併存という形をとって現れたからである。したがって、連邦制的枠組みを近世において生み出した帝国のもとで、ドイツ語の共有をはじめとする文化面におけるアイデンティティーの形成が統一国家の形成に先んじて進行していたとは言えるだろう。^⑩ こうした帝国のもとでの文化的アイデンティティーの形成を指して、シュミットは一足飛びに「国民」を発見しようとする。

近世の初頭（一六世紀）は、M・ルターによる宗教改革をひとつの契機として、ピラ、原初的な新聞、歌謡やパンフレットなど、ドイツ語で書かれた多様なメディアが流通し始めた時代であった。これらのメディアに共通して見られたのは、ロマンス人 *walisch* やトルコ人などの敵国人に対置されたドイツ国民 *deutsche nation* としての共属意識ないし「我々意識」*Wir-Gefühl*、そして祖国 *Vaterland* と云った言説であった。これらの言説が諸領邦の境界をこえて流布したことから、支配者階層と臣民階層（農民、手業者、兵士など）の双方のあいだに、ドイツ人としてのアイデンティティーが形成されたとされる。^⑪ もっとも、これらの言説それじたいについては、グスタフ・フライタークの収集になるピラ・パンフレット集成におさめられた史料にもとづいて例証されているが、これらが支配者層と臣民層の双方にどの程度普及し、どこまで読まれていたのかについては、まったく検証されていない。^⑫

一六世紀におけるドイツ国民としてのアイデンティティーの形成にさいして、シュミットが強調するのが、人文主義者たちの果たした役割である。タキトゥスの『ゲルマーニア』の発見にはじまる祖先探求という試みにおいて、ドイツの人文主義者たちがおおいに活躍したことにについては、従来から歴史学・ゲルマニステイクの研究において確認されてきたことである。⑤⑥ シュミットは、この論点をさらに押し進め、前述したビラヤパンフレットに人文主義者の構想が反映された結果、あらゆる階層のあいだに、ドイツ国民としてのアイデンティティーが普及したとする。例えば、U・v・フツテンによつて、ローマの支配から祖国を解放した古代の英雄アルミニウス（ドイツ名でヘルマン）が発見されたことは、周知の事柄であろう。ここからさらにシュミットは、ドイツの解放者アルミニウスに象徴化された解放イデオロギーが、「ドイツの自由」deutsche Freiheit 概念と結びつき、波及効果を及ぼすことになったと説く。⑤⑦

この「ドイツの自由」をキイ概念としてドイツ「国民」意識の広汎な普及を主張するところに、シュミットの著作の眼目がある。「ドイツの自由」とは、「諸身分の自由」という別の表現がなされることから明らかなように、本来は支配者身分（諸身分）の自立が保たれている国制状態を示す概念であり、連邦制的な帝国国制との関連で用いられてきた。ところが、このように諸身分に限定されて用いられてきた「自由」概念は、宗教改革以降の歴史の展開と絡まりつつ、下層身分にも浸透していとされる。すなわち、ウエストファリアの講和において「信教の自由」が、ライヒの司法機関である帝国最高法院・帝国宮内法院において「所有の自由」（財産権の保護）が下層身分にも認められるようになったことが、その証左である。その結果、「ドイツの自由」はライヒにおける統合要因となり、支配者身分と臣民身分の双方がひとつのドイツ「国民」になる道が開かれるとされる。それゆえに、「統一と自由」Einigkeit und Freiheit は通説的には一九世紀のドイツ統一運動のなかで語られるスローガンであるが、シュミットにおいては、シュマルカルデン戦争（一五四六―四七年）から、ドイツの「統一と自由」を目指す道筋がつけられるのである。⑤⑧ こうした「自由」概念の普及に関する具体相について、「政治文化」論の方法をも意識しているシュミットは、前述のビラ・パンフレット集成ならびに一九世紀末

に収集された民衆歌謡 Volkslied などから例をひいて論証に努めているが、受け手たる下層民による受容の度合いについては不問にふされている。

発見された「国民」がさらに鍛えられる場が、戦争であった。二つめの重要かつ挑発的な論点は、近世ヨーロッパ史の文脈で論じられることの多かつた三つの戦争を、ドイツ国民を形成するための「内戦」として位置づけたことであろう。三つの戦争とは、一六世紀のシュマルカルデン戦争（一五四六―四七年）、一七世紀の三十年戦争（一六一八―四八年）、一八世紀の七年戦争（一七五六―六三年）を指す。以下、三つの「内戦」のそれぞれについて、シュミットの解釈を要約して示すことにしよう。

まず、シュマルカルデン戦争では、ライヒを領域的に拡大させたことに、その意義が見いだされる。すなわち、戦争以前のライヒには、主として上部ドイツ（南ドイツ）の帝国諸侯が参加していたにすぎなかった。ところが、宗教改革の進展に伴い、福音派を受容した低地ドイツ（北ドイツ）の諸侯が帝国議会での議事に関与し、さらにはシュマルカルデン同盟を結成してシュマルカルデン戦争をはじめとする諸侯反乱に積極的に参加したことにより、ライヒの領域はバルト海・北海の沿岸部にまで拡張されるにいたる。^⑧ いわばカトリック・ドイツ人とプロテスタント・ドイツ人とのあいだで戦われた「内戦」の結果、「アルプスからバルト海」におよぶライヒの領域が完成したところに、この戦争の意義が認められるということになる。

一七世紀の三十年戦争は、ドイツ人の統合を目指して戦われた「内戦」として解釈される。これまで、この戦争は、ドイツ内のみならず、ヨーロッパの諸勢力を巻き込んだ「宗教戦争」として理解されるのが、通例であった。しかしながら、これまで紹介してきたシュミットの「国民」探求の文脈からすれば、宗派とのむすびつきよりも、「ドイツの自由」こそが、三十年戦争における争点の核心であるとされる。したがって、戦争の帰結として締結された「ウェストファリアの講和」も、ヨーロッパ諸国家間の関係を規定した「ウェストファリア・システム」の成立といった対外的な観点から評価さ

れるのではなく、帝国諸身分にたいする統治権の承認、すなわち「ドイツの自由」が確定されたことから重視される。さらにシュミット一流の解釈において、この自由は、帝国裁判所をふくむライヒの国制が講和によって再確認されたことから、支配者身分のみならず、臣民身分にたいしても認められることになる。こうして、ライヒは真の「祖国」となり、ドイツ国民にとつての政治空間へと発展したとされる。^⑧

一八世紀のドイツ国制についての解釈は、近年変化しつつある。帝国の存在意義を全面否定した伝統的な解釈においては、一七世紀の半ば以降（ウェストファリアの講和）の締結以後、帝国は事実上崩壊したわけであるから、一八世紀のドイツ史において帝国を語る余地はなかつた。しかしながら、近年の研究では、一七世紀半ば以降も帝国の連邦制的枠組みが存続したことが認められ、しかもその影響力は、「オーストリアとプロイセンの対抗関係 Dualismus」が顕在化する一七四〇年（オーストリア継承戦争の勃発）頃までは続いていた、とする解釈が共通理解になりつつある。^⑨

シュミットもこうした学界の共通了解を踏み越えることはできなかったようであり、七年戦争の位置づけにさいしては、この点をふまえている。すなわち、一八世紀の「内戦」となった七年戦争においては、一七四〇年以降に顕在化した「オーストリアとプロイセンの対抗関係」が対立点となり、ライヒの統合にたいする阻害要因になったとされる。もつとも、この阻害要因のために、この後すぐにライヒが崩壊に向かつた、とする立場にはシュミットは立たない。当時の帝国国法学者や官僚による帝国に依拠した統一国家構想を論拠とすることにより、プロイセンによる分離主義的な国民構想はドイツの他地域ではうけいられる余地がなかつたこと、したがって、一八世紀の末にいたるまで、帝国国制をベースにした議論が支配的であった、とシュミットは説明する。^⑩ ここにおいても、当時のエリート層のあいだで帝国に依拠した国民家ないしは国民のイメージが流布していたことはわかるのであるが、そうしたイメージが臣民層にどこまで共有されていたか、という疑問にたいし、シュミットは答えてくれない。こうしたあたりに、説得力の不足を感じるのには、筆者だけではないと思われる。

以上、きわめて大づかみではあるが、シュミットの著作の根幹を成している、近世ドイツの「国民」に関わる論点を紹介してきた。少なからず批判的なコメントを行ってきたように、かれの「国民」に関する議論は、従来の一般的な解釈とも相容れない部分が多く、説得的ではない。それにもかかわらず、いささか強引とも思われる主張が、一般読者をも対象にした著作という形をとって展開されたのは、何故だろうか。シュミットが引用・注記している文献として、一九九〇年代にはいつて公表されたゲルマニステイークの文献が相当数を占めていることから判断して、最近の当該分野においても近世に「国民」を発見しようとする視角が、ひとつの有力な動向を形成しているように思われる。ゲルマニステイークの動向について、筆者は詳らかにしないのであるが、歴史学者とゲルマニストによる学際的な論集も編まれている。シュミットみずからがこの著書の編者の一人であることから判断して、東西ドイツの統合（一九九〇年）以降、両学界において「近世のドイツ国民」への関心が高まっているのは確かだろう。こうした学界動向の後押しをうけつつ、シュミットの話題作が登場したと言えるのではないだろうか。

- ① 前掲拙著 三〇頁。
- ② Schmidt, Georg: *Geschichte des Alten Reiches. Staat und Nation in der Frühen Neuzeit 1495-1806*, München 1999, S. 355.
- ③ Zedler, Johann Heinrich: *Universal-Lexicon*, Bd. 31, Leipzig / Halle 1742, Sp. 167.
- ④ Schmidt, a.a.O., S. 355.
- ⑤ Reinhard, Wolfgang: *Frühmoderner Staat und deutsches Monstrum. Die Entstehung des modernen Staates und das Alte Reich*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 29, 2002, S. 339-358, hier S. 343.
- ⑥ Schmidt, a.a.O., S. 43.
- ⑦ 阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版部、一九八八年、三九頁。
- ⑧ Schmidt, a.a.O., S. 40-44, 348; Ders., *Deutschland am Beginn der Neuzeit: Reichs-Staat und Kulturnation?*, in: Ch. Röll (Hrsg.), *Recht und Reich im Zeitalter der Reformation. Festschrift für Horst Raben*, Frankfurt/M. u.a. 1996, S. 1-30, hier S. 19; Ders., *Das frühneuzeitliche Reich - komplementärer Staat und föderative Nation*, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 273, 2001, S. 371-399, hier S. 383f.
- ⑨ Ders., *Geschichte des Alten Reiches*, S. 349.
- ⑩ Ders., a.a.O., S. 348.
- ⑪ Ders., *Deutschland am Beginn der Neuzeit*.
- ⑫ Ders., a.a.O., S. 1.
- ⑬ 「はじめに」注①を参照。

- ① Ebenda, S. 5-7.
 ② 複合国家については、さしあたり、次の文献を参照。近藤和彦「近世ヨーロッパ」『岩波講座世界歴史 一六 主権国家と啓蒙』岩波書店 一九九九年 四五頁。
 ③ Ebenda, S. 11f.
 ④ Ebenda, S. 8-10; Ders., *Das frühneuzeitliche Reich*, S. 377f.
 ⑤ Ders., *Deutschland am Beginn der Neuzeit*, S. 16.
 ⑥ Ebenda, S. 19.
 ⑦ Ebenda, S. 19.
 ⑧ 前掲拙著、二六—二八頁。
 ⑨ Schmidt, *Geschichte des Alten Reiches*, S. 44-54; Ders., *Das frühneuzeitliche Reich*, S. 389-394.
 ⑩ Flugschriftensammlung Gustav Freytag, München u.a. 1981 (Microfiche).
 ⑪ Schmidt, *Geschichte des Alten Reiches*, S. 44-54; Ders., *Das frühneuzeitliche Reich*, S. 389-394.
 ⑫ ドイツ・ナショナリズムと人文主義との関連については、佐々木博光氏の業績が詳細に論じている。佐々木博光「出自神話でみるドイツ史」『人文学報』（京都大学人文科学研究所）七二号、一九九二年、九七—一三三頁。同「普通史から国民史へ——ヨルタネス「ゲティカ」の成立と受容について」(七)『歴史研究』（大阪府立大学）三三五号、一九九七年、一—二三頁。同「普通史から国民史へ」(八)『歴史研究』三六号、一九九八年、八五—一三六頁。同「ラテン語とドイツ語

のはなまじで——生存闘争のなかの人文主義者」前川和也編著『ロマンニケーションの社会史』ミネルヴァ書房、二〇〇一年、三五—一三七八頁。

- ⑬ Ders., *Geschichte des Alten Reiches*, S. 48.
 ⑭ Ebenda, S. 234-242, 350.
 ⑮ Ebenda, S350; Ders., *Teutsche Kriege. Nationale Deutungsmuster und integrative Wertvorstellungen im frühneuzeitlichen Reich*, in: Dieter Langewiesche und Georg Schmidt (Hrsg.), *Föderative Nation. Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg*, München 2000, S. 33-61, hier S. 43.
 ⑯ Ders., *Geschichte des Alten Reiches*, S. 177-186; Ders., *Teutsche Kriege*, S. 49f.
 ⑰ 前掲拙著、一六三頁。
 ⑱ Ders., *Geschichte des Alten Reiches*, S. 352f.; Ders., *Teutsche Kriege*, S. 51. シムミットと帝國觀を共有する一七世紀後半以降における帝國国法学者の国制構想を論じた研究(学位論文として)の業績がある。Burgdorf, Wolfgang: *Reichskonstitution und Nation. Verfassungsreformprojekte für das Heilige Römische Reich Deutscher Nation im politischen Schrifttum von 1648 bis 1806*, Mainz 1998.
 ⑲ Langewiesche, Dieter und Schmidt, Georg (Hg.), *Föderative Nation. Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg*, München 2000.

三 シュミット説にたいする反響

ここまでで紹介してきたシュミットの著作は、賛否双方の立場からおおきな反響をよんでいる。以下においては、いく

つかの代表的なコメントを要約しつつ紹介することにより、シュミットの研究にたいするドイツ学界の反応を確認することにしたい。

さて、「賛否双方」とはいっても、筆者のみるかぎり、割合からいうと、否定的な評価のほうが多いように思われる。その理由は、これまでも示してきたように、シュミットの場合概念規定が従来の研究史における共通了解を踏み越えてしまっているところにある。

まずは、既存の研究史を尊重する、いわばオーソドックスな批判の声を代表する論者として、H・シリリングならびにW・ラインハルトの論評を紹介することにしよう。両者はともに、統合ヨーロッパを背景として統一ドイツがある種の「大国」になりつつある、という現実の動向を近世史にダイレクトに反映させようとするシュミットの手法、すなわち「国民」、「国家」両概念の解釈替えにたいして、批判的である。シリリングによれば、ナツイオン（国民）Nation 概念が近世の三百年にわたって一律に適用されることにより、一六世紀におけるナツイオンと一八世紀末以降におけるナツイオンとのあいだにある、意味内容の相違がまったく消去されてしまう。^①この批判は、一八世紀中頃を「はざま期」StaatshilfzeitとするR・コゼレックの理解が定着を見ていることからしても、説得的であるといえよう。「はざま期」とは、中世以来の古い時代が終わりに近づき、新しい時代（近代）が胎動を始めた時期、言い換えれば古い時代と新しい時代が交錯する時期を意味する。^②

他方、「国家」概念との関連について、両者はつぎのように述べている。シリリングは、「国家的性格」Staatlichkeitを認めることにより、帝国に統一国家的な「まとまり」を与えようとしたシュミットのねらいを否定する。なぜならば、帝国を「統一国家的な政体」として一括して見なすことにより、一七世紀以降の領邦において徐々に強まっていく、国民国家へと向かう現象が等閑視されてしまうからである。というのも、一七世紀、それもとりわけ半ば以降の帝国は、経済政策の諸側面を領邦に委ねてしまったからである。したがって、帝国裁判所に代表される司法的な調整機能にその特徴が集

約されることになった帝国を指して、「法・平和共同体」ないしは「司法国家」と呼ぶゆえんは、この点にある。シリングに言わせれば、帝国が経済政策を放棄せざるをえなかったところにこそ、英仏をはじめとする西欧諸国との決定的な相違があるのだが、シュミットの統一国家的なライヒ概念は、こうした相違を消去しきつてしまふのである。

同じく帝国と西欧諸国との相違にかかわって、W・ラインハルトは、「複合国家」論の適用という論点に批判をあげている。「複合国家」を媒介として、英仏に相当する政体として帝国を措定したことにより、シュミットは根本的な過ちを犯してしまった、とラインハルトは断ずる。^④複合国家としての英仏両王国は、領域と臣民の一元化から生じる「ナショナルなまとまり」をその核心において有しており、しかも「領域と臣民の一元化」は、世襲王権により推進された。^⑤近世のドイツにおいて、このような一元化、ないしはナショナルなまとまりは、けっして帝国全般で実現したのではなく、あくまでもプロイセン、オーストリアの二大領邦といくつかの規模領邦においてのみ、出現したのである。^⑥このような文脈からラインハルトは、シリングと同様の立場にたち、帝国と領邦の相互補完的關係を認めつつも、「法・平和共同体」としての帝国とナショナルな一元化の担い手となりえた領邦とのあいだの相違を重視して、「新奇な二階建ての統治システム」（「いくつかの参照枠」を参照）とする位置づけを帝国に与えたのであろう。

以上に紹介した論点をふまえたうえで、シリング、ラインハルトの両者ともに、これまでの近世国制史研究で用いられてきた概念の妥当性を再確認し、シリングの新たな諸概念についてはほぼ全面的に否定している。正統的な国家論の枠組みをふまえた両者によるシュミット批判は、近世史学界からおおむね賛同を得ているようであり、筆者もその正当性については認めざるをえない。

みずからのシュミット批判をきっかけとして、シリングは、さらに発展させた帝国解釈を展開している。三十年戦争期の混乱をへて、「ウエストファリアの講和」において再建・拡充された帝国（修復された帝国「renoviertes Reich」）のもとでは、さまざまなレベルにおいて、部分的には近代化につながりうる動きが見いだされた。こうした判断にもとづき、「部

分的に近代化された帝国システム」*teilmodernisiertes Reichssystem*とする呼称を用いることを、シリングは提案する。ここでかれが「部分的には近代化につながりうる動き」として理解しようとする事象としては、一連の帝国の諸機関（帝国議会、帝国裁判所、帝国クライス）による内外の平和維持活動や諸勢力間の利害調整機能が想定されている。^⑦

「近代化」を重視するその基本的な姿勢から、シリングが、伝統のないわゆる小ドイツの歴史観にたちつつ、近代国家形成の視点から、帝国の重要性をも認識しようとしていることは、明らかであろう。もつとも、単純な近代化論の立場から、シリングが近世ドイツの国家と社会を把握しようとしているわけではない。本稿の冒頭でもふれた「ドイツの特殊な道」論と関連させつつ、シリングはつぎのように述べている。一九世紀以降、いつていの条件のもとで、ドイツにおける国民統一が西欧諸国に比べて遅れたことは確かであり、このことじたいは認めなくてはならない。「いつていの条件」とは、帝国国制のもとで一九世紀の国民統一が進まざるをえなかつた事態を意味しており、ここには冒頭で紹介したH・A・ヴィンクラーの帝国認識と通底するものがある。この点をふまえたうえで、一九世紀に先立つ時代として、なおかつ固有の時代として「近世」を探求することが重要であるとされる。^⑧

このような視点から俯瞰したばあい、帝国の影響のもとで近世ドイツにもたらされた傾向として、つぎの三点が重要であるとされる。まずは、シリングもみずから研究の先鞭をつけた、「宗派化」*Konfessionalisierung* ^⑨があげられる。領邦権力による宗教をもちいた臣民強化とみずからの支配権強化という二つの動向は、宗派の名の下に進められた並立的な運動であり、しかもカトリック領邦、プロテスタント領邦の双方に共通した動向であった。シリングが宗派化を重視したのは、いうまでもなく、こうした動きが近代的な国家形成への第一歩となったからである。^⑩もつとも、付言しておくと同じ宗派化が帝国国制を維持するうえで役に立ったとシュミットは考えている。とりわけ、自前の宗派化政策を推進することが困難であった弱小の帝国諸身分にとっては、自己の所属する帝国クライスの活動に参加することにより、近隣の有力な帝国諸身分との宗派によるネットワークから援助を受けることが可能となり、同時にクライスも強化されることになっ

たからである。^⑩

第二に近世ドイツに特有の特徴として、シリングが強調するのが、領邦国家の「領域の狭さ」Kleinräumigkeitである。支配領域が狭いことにより、領民（臣民）にたいする目配りが行き届いていたがために、宗派化ないし規律化の政策も徹底されたとされる。二百弱にもほったといわれる中小の領邦が帝国の保護のもとにおかれていたことにより、「福祉・官僚国家」Fürsorge- und Beamtenstaatが帝国のもとで育成されることとなった。これら近世領邦に生まれた福祉・官僚国家は、近現代のドイツにおける「社会国家」ないしは「福祉国家」の原型であるとされている。^⑪

ここに紹介した二つの傾向から明らかなのは、近代国家に発展するための萌芽を宿していた諸領邦をいわば「保護・育成」したところに、帝国の重要性を認めよう、とするシリングの姿勢であろう。この点と関連させつつ、三つめの傾向としてシリングが注目するのは、ドイツ諸領邦のもつ「ヤヌス的一貫性」である。「ヤヌス的」とされるゆえんは、ドイツ諸領邦が近代的な国家原理と帝国の一体性の双方を考慮せざるをえなかったところにある。したがって、こうした二つの方向性が矛盾をはらみつつ併存したところに、シリングはドイツにおける近世の独自性を見いだそうとしているように見える。ここまできて、あらためて明確になってくるのが、すでに示唆しておいたシュミットの依拠している参照枠のありようである。その参照枠とはすなわち、重心はあくまでも近代国家の原型たる諸領邦の成長・発展におきつつ、これに付随させるかたちで、帝国の重要性をも再評価しようとする伝統的な参照枠である。

シュミットの著作が刊行された直後においては、シリング、ラインハルトに代表される正統派の批判が大勢を占めていたため、シュミットの議論は全面否定され、葬り去られるかみえた。^⑫しかしながら、最近の新たな動向として、シュミットの議論にたいし、これに賛同する論者が現れ始めたこともたしかである。こうしたシュミット説への賛同は、教授職にはまだ就いていない、比較的若い世代に属す近世史研究者から寄せられているのが特徴的である。これらの若い世代は、シリングらの解釈の基調低音となっている伝統的な小ドイツ的歴史観を嫌うと同時に、これまでの研究における共通了解

事項である「帝国と領邦との相互補完的關係」や「政治システムとしての帝国」といった論点にも飽き足りず、シュミットによって打ち出された第二のバリユエーションを支持しているようにもみえる。そこで以下では、シュミットの主張を後押ししている論者として、三名の研究者を取り上げ、かれらの議論を簡潔に紹介することにしよう。

まず参照すべきは、K・ヘアターの議論であろう。ヘアターは、「帝国と領邦との相互補完的關係」を三つのレベル（帝国、帝国クライス、領邦）における連携である、としたシュミットの主張に賛意を表す。^⑮この補完性の側面は、一六四八年以降においては、とりわけ「対外防衛」が担われた「帝国」全体のレベルにおいて、発展したとされる。というのは、いわゆる「ウエストファリア・システム」の成立以降、帝国が安全保障組織としての側面から発展し、ヨーロッパ全般の勢力均衡と安全保障政策の発展にも貢献することになったからである。ヘアターの議論の具体的な論点は多岐にわたっているが、その論旨を簡潔に要約するとすれば、つぎのようになる。すなわち、「ウエストファリアの講和」により、帝国にたいして国際法の保証が与えられたことにより、帝国が巻き込まれた対外戦争については、つねに交渉による解決が皇帝、帝国諸侯、帝国クライス（クライス連合）などをその担い手として追求されたのである。このような展開を可能にした背景としてヘアターが重視するのは、帝国そのものに権力政治的なポテンシャルが欠如していたことであり、それゆえにこそ帝国は、安全保障と平和を求める政策を展開しえたのである。

したがって、ヘアターのシュミットにたいする賛同は、かならずしも全面的な賛同とはいえない。所属する領邦の対外的な安全保障に力点をおいた一七世紀後半以降の帝国国制は、一八世紀末以降、すなわちフランス革命とこれを継承したナポレオン戦争以降のフランスにおいて顕著な形で出現した「権力国家」の体系とは異なる政体であったとされるからである。^⑯したがって、ライヒを「国家国民」、すなわち権力国家的な政体として理解しようとするシュミットの見解そのものには同意できないとし、シリングやラインハルトによる帝国理解が妥当であるとされている。^⑰

以上に紹介したヘアターの議論は、シュミットの議論のごく一部についてのみ、その有効性を認めたものであるといえ

るだろう。想像するに、シュミット本人からすれば、これは不本意な扱われ方だったのではなからうか。なぜならば、ヘアターの贅意は、かれの主張の根幹をなす「国家と国民の発見」に向けられたものではないからである。

これに対して、シュミットの議論における核心部分を積極的に認めていこうとする研究者も現れつつある。ここでは、M・ヴレーデとK・ケラーの述べるところを見ておくことにしよう。

まずM・ヴレーデは、一七世紀後半以降の帝国において流布したパンフレットの言説ならびに流通の実態（著者としての帝国国法学者、出版者、印刷業者、販売業者、読者の間の相互関係）にたいする分析をもとに、「帝国愛国主義」*Reichspatriotismus* の浸透について検討している^⑨。それによると、対フランスや対トルコの戦争という共通の体験をつうじて、皇帝、帝国諸身分、そして臣民階層は、宗派の相違を乗り越えて、「結束と記憶の共同体」*Solidar- und Erinnerungsgemeinschaft* としてまとまりを保つことができたという。こうした結束を生み出すうえで、有効であったのが、パンフレットにおいて利用されたフランス人やトルコ人といった敵国人イメージであった。また、複数宗派にまたがった諸身分や臣民を統合しえた要因として重要な位置をしめたのは、「調停者としての皇帝」であった。このようにして、一七世紀後半以降の帝国においては、「帝国愛国主義」が普及し、「一体を成し、複数宗派から成るフェデラルな国民」*gesamte, multikonfessionelle, federative Nation* としてのアイデンティティーが定着することとなった。しかしながら、一八世紀後半中盤を迎えると、オーストリア・プロイセンの対抗関係（背景をなす「帝国政治のヨーロッパ化」）の顕在化を背景としつつ、共通の敵を失った帝国は次第に分裂へ向かったとされている^⑩。

他方、一六世紀の帝国議會を主要なフィールドとするK・ケラーは、帝国議會において帝国諸身分による公共圏 *Öffentlichkeit* が成り立っていたとする議論に触発されて、つぎのような議論を展開している^⑪。従来の研究が諸侯本人（すなわち男性）に限定されていた点に着目したケラーは、これまで手がつけられてこなかった諸侯夫人（妃）相互間の文通を研究の対象として取り上げた。諸侯夫人たちの書簡に記された内容は、審議をはじめとする帝国議會の政治的な取り

組みから社交に代表される儀礼的な慣行にいたるまで、多岐に及んでいる。これらの書簡のやり取りならびに内容の検討から、一六世紀の帝国が帝国議会に結集した諸侯や貴族家門集団のための「コミュニケーション空間」として成り立っていたことが、論証されている。

ここまでを示してきたところから、ヴレーデは一七世紀後半から一七四〇年までの帝国を「結束と記憶の共同体」とし、ケラーは一六世紀の帝国をいわば支配者諸身分の「コミュニケーション空間」とすることにより、両者とも新たな帝国解釈の提示を試みているといえるだろう。論じている時期こそ異なるが、いずれの論者も帝国における「アイデンティティの共有」を見いだそうとしており、そのさいに、みずからの研究の参照枠として、シュミットの「国民の発見」論に準拠することを表明している^②。

以上のように、ここでは、筆者が参照しえた三人の研究者によるシュミット受容のありようを紹介してみた。現時点においてなお少数とはいえず、こうした議論が登場してきたことは、けっして見逃されてはならないだろう。ドイツのおかれたアクチュアルな状況に触発されて、シュミットにより口火を切られた帝国解釈の第二のバリユエーションは、予断を許さない展開を見せ始めていると考えられるからである。

- ① Schilling, Heinz: Reichsstat und frühneuzeitliche Nation der Deutschen oder teilmodernisiertes Reichssystem. Überlegungen zu Charakter und Aktualität des Alten Reiches, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 272, 2001, S. 377-395, hier S. 390.
- ② 「はなまき期」については、坂井栄八郎氏の研究に詳しい。そこあたっては、つぎの業績を参照。坂井栄八郎「ゲーテとその時代」朝日新聞社、一九九六年、八頁。
- ③ Schilling, a.a.O., S. 392f.
- ④ Reinhard, Wolfgang: Frühmoderner Staat und deutsches Monstrum. Die Entstehung des modernen Staates und das Alte Reich, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 29, 2002, S. 339-358, hier S. 343.
- ⑤ Ders., a.a.O., S. 347.
- ⑥ Ebinda, S. 352f.
- ⑦ Schilling, a.a.O., S. 385, 394; Ders., *Wider den Mythos vom Sonderweg - die Bedingungen des deutschen Weges in die Neuzeit*, in: P.-J. Henning (Hg.), *Reich, Regionen und Europa in Mittelalter und Neuzeit*, Berlin 2000, S. 699-714, hier S. 703-708.

- ⑧ Ders., *Wider den Mythos vom Sonderweg*, S. 714.
- ⑨ 「宗派化」の議論は、キルヒ氏の研究を参照。その「結論」は、「宗派化」をめぐる近世史研究の動向を知るうえで、有益である。藤井二「改革と命の社会史——近世スイスにおける国家・共同体・個人」創文社、二〇〇三年。
- ⑩ Ebenda, S. 704f.
- ⑪ 山本、前掲論文、二二頁。
- ⑫ Ebenda, S. 704f.
- ⑬ Ebenda, S. 710f.
- ⑭ 著者のカール・シュミットの著作の刊行直後、本書に対する好意的な書評を寄せたのは、法制史家のマ・ヘンストンのことだった。ヘンストンは、現代政治におけるローバライプな国家論を積極的に歴史学にも取り込むべきとする立場から、賛賞を示した。Ostmann, Peter: Rezension, Schmidt, Georg: Geschichte des Alten Reiches, Staat und Nation in der Frühen Neuzeit 1495-1806, München 1999, in: *Jus Commune Zeitschrift für Europäische Rechtsgeschichte* Bd. 27, 2000, S. 483-489.
- ⑮ Harter, Karl: Sicherheit und Frieden im frühneuzeitlichen Alten Reich. Zur Funktion der Reichsverfassung als Sicherheits- und Friedensordnung 1648-1806, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 30, 2003, S. 411-431.
- ⑯ Ders., a.a.O., S. 414.
- ⑰ Ebenda, S. 424.
- ⑱ Ebenda, S. 414.
- ⑲ Wrede, Martin: Der Kaiser, das Reich, die deutsche Nation - und ihre "Feinde". Natigeneese, Reichsidee und der "Durchbruch des Politischen" im Jahrhundert nach dem Westfälischen Frieden, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 280, 2005, S. 83-116. 444, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.
- ⑯ Wrede, a.a.O., S. 83f.; Keller, a.a.O., S. 206.
- ⑰ Keller, Katrin: Kommunikationsraum Altes Reich. Zur Funktionalität der Korrespondenznetze von Fürstinnen im 16. Jahrhundert, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 31, 2004, S. 205-230.
- ⑱ Wrede, a.a.O., S. 83f.; Keller, a.a.O., S. 206.

むすびにかえて

このまでにおいて、シュミットの話題作の概要とその受容の状況を中心として、これを紹介し、考察を加えることに努めてきた。前章の末尾にも述べたとおり、シュミット説をめぐる展開は、予断を許さないものになりそうであり、今後も目がはなせそうにない。そのことはひとまずおくとして、シュミットの議論を契機として今後留意されるべき三つの論点

を示すことにより、むずびにかえることとしたい。

真つ先に問われるべきは、あくまでも近世ドイツ史に「国家と国民の内的一貫性」を見いだそうとする、シュミットによる課題設定の妥当性であろう。これまでに示してきたように、「ドイツ（国民）の歴史」としての解釈を貫徹させようとするあまり、ドイツを取り巻き周辺諸国や諸地域ならびに諸民族との接点がどちらかといえば後景に退いてしまつていくために、不自然なまでに「内向き」な叙述に終始しているきらいは否めない。近世の三つの戦争（シュマルカルデン戦争、三十年戦争、七年戦争）について、これらをドイツ国民を形成するための「内戦」として捉えたところなどに、こうした点が顕著に現れている（二一 G・シュミットの帝国解釈）を参照。このことは、統一ドイツがヨーロッパ連合の主導国という意味で「大国」化しつつある一方で、そのドイツが確実に「ヨーロッパのなかのドイツ」となった現在の状況からしても、ふさわしいものとはいえないだろう。このようないわば「閉じたドイツ国民史」から脱却するためには、さしあたって、つぎの二つの視点が参考になると思われる。

第一に、さきに紹介した K・ヘアターの議論のように、生成しつつあるヨーロッパ諸国家体系（一六四八年に成立した「ウェストファリア・システム」）のなかに帝国を「積極的に」位置づけてみるのが、やはり必要であろう。こうした視点は、K・O・アレクサンダーの研究以来、帝国国制史の研究において継承されてきた視点である。^①

二つめに追究すべき方向は、近年の研究においてその「開放的な」国制が注目を集めている、ポーランドをはじめとする中・東欧（Central and Eastern Europe）との比較のなかにあると思われる。^② そうすることにより、英仏をはじめとする西欧諸国との性急な比較の視点も相対化されるのではないだろうか。例えば、帝国とポーランドの国制を比較する視点は、シュミットの著作においてこそ前面に出てくることはないものの、従来の帝国国制史研究において共有されてきた視点でもある。^③

留意すべき第二の論点は、一八世紀末以降におけるナショナリズムの形成をいかに捉えるべきか、という問題とかがわ

る。シュミットの叙述においては、一八世紀の末にいたるまで一貫してライヒに依拠した「国家と国民」が存在しえた、とされているために、かえって一九世紀以降の展開が見えづらくなっていると思われる。こうした問題は、「国民」概念の一律な適用により、一六世紀の「国民」と一八世紀末以降の「国民」とのあいだにある意味内容の相違が消去されてしまうとする、さきに紹介したH・シリングの指摘にも通じる。この点を突破するために必要なのは、一八世紀の半ば以降強まっていくフランスの影響力に対する反作用として、ドイツの「国民意識」ないしはナショナリズムが形成されてきた点に留意することではないだろうか。

シュミットの著作にたいして対置されるべき最後の論点は、近世ドイツの「国民」ないしはナツイオンの重層性である。シュミットが強調するとおり、近世の帝国において、「標準化」されたドイツ語やゲルマンの英雄アルミニウスに象徴される出自認識などにもとづく「ドイツ人意識」ないしは共属感覚が醸成されていたことは確かであり、この点にかかわる多様なエピソードを掘り起こした点は、かれの功績として評価されてよいであろう。前章で紹介したように、近世の帝国アイデンティティーに照準をあわせた最新の諸研究も、シュミットの諸論点を参照している。

しかしながら、こうした「ゆるやかなドイツ人意識」の存在をもって、ダイレクトにドイツ「国民」の存在を導こうとするシュミットの議論には、これまでに紹介してきた諸家の批判が示しているように、やはり無理があるといわざるを得ない。むしろ、帝国のもとで育まれた「ゆるやかなドイツ人意識」が大枠として存在し、この大枠のもとに諸地域・諸領邦にたいする個別的ないし分邦的な帰属意識が束ねられていくことにより、「フェデラルなナツイオン」^④が形成され、これがさらに一九世紀のドイツ・ナショナリズムにつながっていった、と理解されるべきであろう。そのさいに重要なのは、先述したフランスの影響力との関連をはじめとした、「ヨーロッパのなかのドイツ」という枠組みにたいする留意である。

① Arelin, Karl Omar Freiherr von: *Das Alte Reich 1648-1806*, 4

Ede., Stuttgart 1993-2000.

② さしあたり、上記の文献を参照。「近世中・東欧における地域とアイデンティティ」(二一世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成 サブ・プロジェクト」歴史としてのヨーロッパ・アイデンティティ「第二回国際シンポジウム報告書」京都大学大学院文学研究科西洋史研究科、二〇〇四年。

③ 比較的若い世代による研究として、上記の業績がある。Ot, Thomas: *Das Alte Reich im späten 16. Jahrhundert. Das Problem*

seiner 'Staatlichkeit' am Beispiel der Beziehungen zu Ostmitteleuropa, in: Brendecke, Arndt und Wolfgang Burgdorf (Hrsg.), *Wege in die Frühe Neuzeit*, Neuned 2001, S. 187-214.

④ Langewiesche, Dieter und Georg Schmidt (Hg.), *Föderative Nation. Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg*, München 2000.

【付記】 さきごろ、本稿ともおおいに関わる重要な著作の翻訳が刊行された(ハインツ・トーマス著、三佐川亮宏・山田欣吾編訳『中世の「ドイツ」——カール大帝からルターまで』創文社、二〇〇五年一月)。本稿を補う研究として、参照されることをお薦めしたい。

なお本稿は、平成一四——一七年度科学研究費補助金基盤研究(B)(一)「信仰派對立期ドイツに関する総合的研究」(代表永田諒一)による成果の一部である。

Trends in Research on the Holy Roman Empire in Early Modern Times :
In Light of the Consciousness of the Concepts of State and People
in Germany in Recent Years

by

SHIBUTANI Akira

By proposing in his *Geschichte des Alten Reiches. Staat und Nation in der Frühen Neuzeit 1495 -1806* (1999) that the Holy Roman Empire (hereafter abbreviated as the Empire) had served as the state of the German people, the early modern historian Georg Schmidt developed the daring and unique interpretation that in German too there existed a state and people just as in the West (France and the United Kingdom).

After the end of the Second World War, although its direct influence had waned, the historical consciousness of “little Germany,” in which and its territories and the Protestants were seen as the upholders of modernization continued a basic undercurrent that has continued until today.

That which arose as a reaction to the view of little Germany and confronted the movement toward a post-war united Europe was a view that emphasized the mutual complementary relationship of the Empire and its territories. By taking the Empire as the object of evaluation, it became possible to focus appropriate attention on Southern Germany including Austria, which was its major backer, and the influence of the Catholics.

As a result of this, Schmidt interpreted “the Empire as political system” in order to define the mutually complementary relationship of the emperor and those of various estates, or among those of various estates, out of the mutual relationship of the Empire and its various institutions (the emperor, the imperial diet, imperial courts, imperial tax system, and imperial circle). After the 1970s, this view became the standard and has continued to be so to this day. It must be noted that two variations were borne of this view.

One variation was an interpretive model that employed the traditional view of little Germany as an axis and attempted to re-evaluate the importance of the Empire from the point of view of the formation of the modern state.

In contrast to this view, and probably inspired by the “principle of complementarity” frequently uttered within the arguments over European union,

was the switch to an interpretation revolving around the “mutual complementary nature of the Empire and its territories” in the second variation that was G. Schmidt’s *komplementäre Reichs-Staat*, which was an outgrowth of his “political system.”

Through an introduction and investigation of the controversy over the work of G. Schmidt, this article aims to explore the image of early modern Germany and that of Europe that is appropriate at a time when the future of globalization is in question.

What were the Achievements of Socialism in the 20th Century? :
Trends in Research on the History of the Communist Movement
in Japan in the Last Decade

by

TANAKA Masato

The demise of socialism in the form of political regimes has broken old political taboos, and made hitherto sealed documents available to the public. As a result, we have come to the point where we are now able to ‘historicize’ the Communist movement. The twentieth century was widely understood as a ‘century of wars and revolutions’ that constituted a part of larger transitional process from capitalism to socialism. However, as socialism is being ‘historicized’, new perspectives towards the twentieth century and its achievements have emerged.

The view that understands the Declaration of Social Democratic Party (1901) as an origin of the Japanese Constitution (1947) emphasizes contributions of socialism to the advancement of ‘political’ democracy in Japan. On the other hand, many Japanese accepted socialism primarily as a set of economic rather than political ideas. In this context, socialism was considered as an agent that would bring about ‘economic’ democracy that the Japanese bourgeois revolution had failed to attain.

Socialism as a body of thought will allow a still wider array of reinterpretation. It may also be re-evaluated as an offspring of modernity along with other values such as ‘freedom, equality, and fraternity’. The way and extent to which socialism was associated with other social thoughts such as democracy and pacifism should also present a profitable field of research that has not yet been sufficiently cultivated.